

調査事業に係る事後評価について

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会及び分科会を適切に開催し、本市における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、連携計画の基本方針(案)を踏まえた目標を設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等、連携計画の策定に向けて必要な調査を行った。法定協議会に住民代表等が参加し、計画事業の実施に向けた協議を行い、2月に開催する第4回法定協議会において地域関係者の実質的な合意形成を図る予定である。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

平成21年度公共交通活性化総合プログラムで実施した 現況把握調査(地理的環境、人口・世帯・高齢化、道路環境、産業分布、観光資源、交通資源、地域施設)、 交通利用ニーズ調査・分析(一般アンケート、高校生アンケート)、 特定地域調査(地域住民アンケート調査、地区住民懇談会の開催)に係るデータ・資料を整理するとともに、公共交通サービスに対する要望等について公共交通利用者等ヒアリング調査、バスに係る利用実態調査の実施、法定協議会委員による市内現地視察調査を行い、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く体系的に把握した。(別添の「村上市におけるエリアマネジメントに配慮した地域公共交通体系構築プロジェクト」に関する調査報告書及び村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

村上市のまちづくりの基本となる「第1次村上市総合計画」や「村上市都市計画マスタープラン」、「村上市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「村上市観光振興計画」といった各種計画を踏まえつつ、スクールバスや福祉移送サービス等の関連施策も含め、公共交通の問題点・課題を整理した。(別添の村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

本市の公共交通の問題点、課題を踏まえ、目標と計画事業における評価指標・目標値を設定した。計画事業における目標値は、「公共交通活性化プログラム」で実施した調査結果、既存のデータをもとに、検証方法も検討したうえで設定した。(別添の「村上市におけるエリアマネジメントに配慮した地域公共交通体系構築プロジェクト」に関する調査報告書及び村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

路線バスについては、既存データをもとに路線沿線の地区と協議を行い、運行見直し基準を設定することを想定している。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

市民アンケート調査等の結果や平成21年度に策定された「第1次村上市総合計画」の内容を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。(別添の村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

今よりも使いやすい、効率的で無駄の少ない、地域活性化につながる持続可能な公共交通の土台づくりと、本市に適した公共交通づくりを段階的に進めるため、運行の改善、利便性の向上、利用環境の改善、まちづくりとの連携、市民意識の転換の5つの施策の柱のもとで事業体系を整理し、重点的かつ優先的に実施する施策を抽出し実証運行事業や利用促進策の取り組み事業を行う。(別添の村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>目標を達成するための計画事業について、分科会(生活交通確保・バリアフリー対策分科会、地域活性化・公共交通利用促進検討分科会、輸送サービス向上・安全円滑化分科会、福祉輸送サービス検討分科会)において、具体的な内容と目標を達成するための事業を検討した。実証運行事業の運行主体、具体的なスケジュールについては、第4回法定協議会までに交通事業者と調整する予定である。(別添の村上市地域公共交通活性化協議会規約及び分科会規程を参照)</p>
<p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>事業評価については、利用者である住民、交通事業者等との協働により、評価指標、目標値、運行見直し基準を検討した。 検討の結果、評価指標は、利用者数、収支率、利用者アンケートによる満足度とした。路線バスについては、路線沿線の地区と協議を行い、運行見直し基準を設定することを想定している。(別添の「村上市におけるエリアマネジメントに配慮した地域公共交通体系構築プロジェクト」に関する調査報告書及び村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)</p>
<p>事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>計画事業の実施主体については、市民、交通事業者、協議会、行政、商業関係者、NPO等各事業ごとに想定した。(別添の村上市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>実証運行事業等に係る初期導入費や運行経費等については、村上市一般会計からの財政支出によることとしており、村上市の平成23年3月議会に平成23年度当初予算案を提出し、市議会において審議してもらう予定になっている。 なお、現在国土交通省が要求している地域公共交通確保維持改善事業が予算措置され、当該事業が補助対象として認められる場合には、これを財源の一部として活用することを予定している。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>利用促進、啓発等は、村上市が主体となって実施することとしているが、将来的には、地域自治組織、商店街、商工会議所、商工会、学校、地元企業等による協力(または取り組み)を検討する。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約を制定し、連携計画の作成及び変更の協議、連携計画の実施、その他公共交通に関して必要と認めることを業務として規定して、計画の策定等の進め方は、各回協議会において審議するとともに、進捗状況は、適時情報提供し、次回の協議会で報告している。また、協議会は、分科会規程を制定し、専門的な協議、調整を分科会で行ってきた。(別添の村上市地域公共交通活性化協議会規約及び分科会規程を参照)

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

協議会は29名の委員で構成しており、構成員には、村上市の5地区(合併前の市町村単位)の各自治会長代表、高等学校PTA代表、村上地域老人クラブ連合会代表、商業関係者が含まれている。公共交通利用者等ヒアリング調査の実施や、計画案についての意見公募を実施し、住民の意見を調査事業に反映される仕組みが設けられている。(別添の協議会委員名簿を参照)

2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

平成21年度に開催した法定協議会設立準備会議において、協議会の規約等が制定され、平成22年度の第1回法定協議会においては、調査事業の進め方が審議された。第2回法定協議会においては、計画の素案、補完調査としてヒアリング調査を実施することなどが審議され、その後、各分科会に分かれ、専門的な協議・調整が行った。第3回法定協議会においては、ヒアリング調査結果の報告、計画案、実証実験企画案、計画案に対する意見公募の実施について協議がされており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催されたといえる。分科会については、各分科会で各3回、合同分科会を1回の計4回開催した。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

村上市地域公共交通活性化協議会規約では、会議は原則公開で行うこととし、協議会に関する情報は村上市のホームページ等を利用して公表することが規定されており、当該規定に則って、村上市地域公共交通活性化協議会に関する会議資料や議事録が公開されている。

3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において調査事業の進め方、実施状況等が報告・審議され、関係者の合意形成が行われた一方、事業の実施について、協議会が設置する分科会、自治会長への説明、交通事業者との打合せ、村上市議会への報告、計画案に対する意見公募等を行い住民の意見・要望も調整・反映しており、2月に開催する第4回法定協議会において地域関係者の実質的な合意形成を図る予定である。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

村上市地域公共交通活性化・再生総合事業（調査事業）の概要

地域における公共交通の現況・問題点

村上市では、多くの市民が日常生活における移動手段を自家用車に依存しており、公共交通を利用する機会が減少した結果、現在の市内の公共交通、特に路線バスの維持に多大な行政負担が必要となっており、その負担額は年々増加し、行財政の逼迫を招きつつある。その一方で、公共交通は自動車を運転しない人の日常生活に最低限必要な交通手段の確保、特に高齢者や児童生徒の交通手段の確保において大変重要な役割を担っており、広い市域にあって、医療機関への通院や学校への通学などに欠かせないものとなっている。また、現在も公共交通を利用できない地域もあり、その対策が望まれている。このようなことから、市民、交通事業者、関係行政機関、学識経験者、経済団体など多くの関係者による法定協議会を設置し、村上市の実態にあった公共交通、将来にわたって持続可能な公共交通の仕組みを構築するための「地域公共交通総合連携計画」を策定しようとするもの。

村上市地域公共交通活性化協議会

設置年月日：平成22年2月9日

構成員(29名)：村上市長、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟交通観光バス(株)、村上市ハイヤー・タクシー協会、北陸地方整備局[新潟国道事務所・羽越河川国道事務所]、新潟県村上地域振興局[地域整備部・企画振興部]、新潟交通観光バス労働組合北支部、地域区長会等[5地域]、市内高等学校PTA[4校]、地域老人クラブ連合会、村上警察署、長岡科学技術大学准教授、村上商工会議所、岩船地域商工業振興協議会、村上市観光協会、村上市[都市整備部・福祉保健部・教育部]、北陸信越運輸局[企画観光部、新潟運輸支局]

オブザーバー：市内タクシー事業者等

村上市地域公共交通総合連携計画(案)

総合連携計画の区域 村上市(1,174.24km²)

計画の基本方針

市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通

市民誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、市民、交通事業者、行政が協働で、持続的な公共交通をつくり守ることにより、自家用車に頼り過ぎない交通まちづくりを目指す。

総合連携計画の目標

市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通
・市内の各地域において、買い物・通院・通学といった活動を支える公共交通をニーズに即したサービスでの運行を実現する。
交通サービスの特性を活かした持続可能な地域公共交通
・鉄道、路線バス、タクシーなどの各交通サービスの特性を活かして、効率的で持続可能な公共交通体系を構築する。
地域活性化に資する地域公共交通
・まちづくりと連携し、地区・集落の元気再生、地域の魅力向上、観光振興に向けた公共交通施策を推進する。

公共交通再編の基本的な考え方

- 【1】鉄道及び路線バスを交通体系の軸とする。
- 【2】ニーズに見合った運行の改善により路線バスの利便向上を図る。
- 【3】既存の交通資源を有効活用し、交通空白地域の解消を図る。

施策体系

5つの柱と11の施策を、5つの地区別又は全市一体で展開

重点施策及び実施主体

重点施策	具体的な取り組み	実施主体
施策 -1 既存の路線の見直し	低利用路線の見直し(実証運行) 運行経路の見直し(実証運行) まちなか循環バスの運行(実証運行)	市、バス事業者
施策 -2 地域に適した運行手法の導入	デマンド型(予約型乗合)交通の運行(実証運行)	住民、市、交通事業者
施策 -6 わかりやすい情報提供	公共交通ガイド等の作成・配布	住民、市、交通事業者
施策 -10 地域住民による検討体制の構築	地域住民による運行評価(バスモニター等) 地域勉強会や自発的な取り組みを支援 運行見直し基準の設定	住民、市、交通事業者

村上市地域公共交通活性化・再生総合事業（調査事業）の概要

連携計画(案)概要図

<基本方針>

市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通

<地域公共交通の活性化・再生の目標>

1. 市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通
2. 交通サービスの特性を活かした持続可能な地域公共交通
3. 地域活性化に資する地域公共交通

<公共交通再編の基本的な考え方>

- [1] 鉄道及び路線バスを交通体系の軸とする。
- [2] ニーズに見合った運行の改善により路線バスの利便向上を図る。
- [3] 既存の交通資源を有効活用し、交通空白地域の解消を図る。



市内路線バス



羽越本線

<5つの柱と11の施策>

赤枠は重点施策

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 運行の改善 | 1. 既存路線の見直し |
| | 2. 地域に適した運行手法の導入 |
| 利便性の向上 | 3. 乗り換え利便性の向上 |
| | 4. 運賃制度の見直し |
| | 5. 車両の見直し |
| 利用環境の改善 | 6. わかりやすい情報提供 |
| | 7. 待合い環境等の改善 |
| まちづくりとの連携 | 8. 地域活性化・商店街活性化との連携 |
| | 9. 観光活性化との連携 |
| 市民意識の転換 | 10. 地域住民による検討体制の構築 |
| | 11. 利用促進のためのPRや動機付け事業等の実施 |

全市一体
または
5つの地区
で展開



【村上市の公共交通】

広域交通としての鉄道や高速バス
旧市町村間を結ぶ地域間交通としての路線バス
地域内交通としてのタクシー
特定の目的で運行している交通サービス

村上市地域公共交通活性化・再生総合事業（調査事業）の概要

連携計画策定調査

実施した調査の内容

公共交通の利用実態調査
・バス車内でのインタビュー調査及び目視による個別乗降地点調査[3路線、計63便]
公共交通利用者等へのヒアリング調査
・公共交通利用者(鉄道・路線バス利用者)、病院・商業施設・公共施設等の利用者へ移動手段や公共交通へのニーズについてインタビュー
・併せて対象施設管理者へのヒアリング(施設利用者の動向等)
先進事例の調査及び視察調査
・県内において先進的な取り組みを実施している地域の事例について調査
・2市(三条市、見附市)への視察調査[H23.1.25実施予定]
住民ニーズ調査(アンケート)は、H21年度に実施済み。

地域の問題点・課題

【公共交通が担うべき課題】
[過疎の進行・地域活力低下] 過疎化が進行し人口減少が顕著な地域で、適正なサービス水準や効率的なバス運行について地域住民と考える必要がある。
[高齢化] 施設や車両がバリアフリー化されておらず、脚力が衰える高齢者にとって大きな負担となっている。
[環境] 環境負荷の少ない移動手段としての公共交通や自転車等の利用を促進する必要がある。
[観光振興] 観光資源が分散する本市では、これらを結ぶ公共交通が不足している。

【公共交通が抱えている課題】
[空白地域・不便地域] 市内には駅、バス停までの距離が遠く利用しにくい、あるいは実質的に利用できない集落や世帯が多数存在。
[主要施設への移動手段] 外出の主な目的地となる医療機関や商業施設は、市街地や国道沿線に位置しているが、そこへ至る公共交通網が整備されていない。
[低利用路線] 現在運行されている路線バスのほとんどが利用の少ない路線。需要に見合った適正な運行とともに、統一的な見直し基準の設定が必要。
[財政負担] 行政負担は増加傾向にあり、運行の効率化や経費削減に向けた取り組みが必要。
[市民意識] 市民全員が公共交通の重要性を認識し、社会全体で支えていく意識をもつことが必要。

地域住民の意見の反映

市民(地域コミュニティ)代表が参画する村上市地域公共交通活性化協議会を4回開催し、協議した。(第4回は2月に開催予定)
市内5地区の区長会等において今後の取り組みの説明を行った。
バス車内でのインタビュー調査、公共交通利用者等へのヒアリング調査により現状及びニーズ把握を行った。
H21年度実施の住民ニーズ調査(アンケート)結果から、現状・ニーズを抽出した。
意見公募を実施した。(期間:H22年12月21日～H23年1月20日 集計作業中)

協議会における検討

法定協議会開催状況
H22.5.20(第1回協議会)
(検討内容)・村上市地域公共交通活性化協議会の設置について
・村上市地域公共交通総合連携計画の策定について(計画目標、施策体系・推進手法)
H22.7.15(第2回協議会)
(検討内容)・村上市地域公共交通総合連携計画素案について
・住民懇談会の開催について、視察について
H22.7.15～9.22(協議会委員による4分科会を各3回実施)
生活交通確保・バリアフリー対策分科会
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会
輸送サービス向上・安全円滑化分科会
福祉輸送サービス検討分科会
H22.11.18(第3回協議会)
(検討内容)・分科会検討結果および公共交通利用実態調査概要の報告
・村上市地域公共交通総合連携計画案について
・実証実験企画案について
H23.2.17(第4回協議会)[予定]
(検討内容)・村上市地域公共交通総合連携計画案の提示、検討
協議会の公開状況
協議会は原則公開。配付資料及び議事録は村上市ホームページに掲載。

地域関係者の合意

村上市地域公共交通活性化・再生総合事業（調査事業）の概要

連携計画策定調査

地域公共交通に関する目標(案)

市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通
・市内の各地域において、買い物・通院・通学といった活動を支える公共交通をニーズに即したサービスでの運行を実現する。

交通サービスの特性を活かした持続可能な地域公共交通
・鉄道、路線バス、タクシーなどの各交通サービスの特性を活かして、効率的で持続可能な公共交通体系を構築する。

地域活性化に資する地域公共交通
・まちづくりと連携し、地区・集落の元気再生、地域の魅力向上、観光振興に向けた公共交通施策を推進する。

目標達成のために取り組む事業(案)

5つの柱

11の施策

重点施策
(8)

低利用路線の見直し【実施主体:村上市、新潟交通観光バス(株)】
利用が低い路線(系統・ダイヤ)について、市民ニーズや交通需要の動向を見極めながら整理統合を行う。

運行経路の見直し【実施主体:村上市、新潟交通観光バス(株)】
市民ニーズや交通需要の動向を見極めながら、運行経路や運行区間の一部延伸・廃止等の見直しを図る。

まちなか循環バスの運行【実施主体:村上市、交通事業者】
村上市街地内を循環し、医療・福祉・教育施設、市役所等の公共施設、銀行や郵便局などの生活施設等を連絡する循環型路線の新設を検討する。

デマンド型(予約型乗合)交通の運行【実施主体:市民、村上市、交通事業者】
交通空白地域や不便地域に適した運行手法として、路線やダイヤを固定して予約があったときのみ運行する「デマンド型(予約型乗合)交通」の導入を試行し、市民とともに検証する。

公共交通ガイド等の作成、配布【実施主体:市民、村上市、交通事業者】
公共交通ガイドマップを作成し、鉄道や路線バスの路線図や発着時刻などの利用情報を一体的に分かりやすく伝える環境を整える。

地域住民による運行評価【実施主体:地域住民、村上市、交通事業者】
市民(主に公共交通利用者)をモニターとしたアンケートやグループインタビュー等を実施し、計画の評価・見直しのための情報収集を行う。

地域勉強会や自発的な取り組みを支援【実施主体:地域住民(地域自治組織)、村上市、各地域のNPO団体等、交通事業者】
市報やイベント等を通じて地域の機運を高め、公共交通利用促進と不便地域の解消等を目的とした地域勉強会を行政支援のもとで開催する。

運行見直し基準の設定【実施主体:村上市】
低利用の状態が続く路線バスについて、市域全体での効率的輸送の観点から減便・廃止等の目安となる基準を沿線住民と協議し、あらかじめ設定し住民に周知する。

期待される効果

地域に適した運行手法の導入による、空白地域・不便地域の解消や主要施設への移動手段確保
低利用路線の見直し・運行経路の見直しによる、行政の財政負担の軽減
サービスの向上とあわせて、地域勉強会等の取り組み等により市民意識が高まり、持続的な公共交通をつくり守るための環境形成
など